

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設 (地方税4)(法人住民税・事業税:義、地方法人特別税:外)
2	要望の内容	郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税を非課税とする特例措置の創設。
3	担当部局	情報流通行政局郵政行政部企画課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>1 郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持 2 郵便局ネットワークの水準の維持</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(日本郵便株式会社法第5条)</p> <p>会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。</p> <p>(同法第6条第1項)</p> <p>会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎地域における住民の需要に適切に対応するため、当該地域における郵便局ネットワーク水準を維持する(過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間)。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地における営業所数</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>過疎地域において郵便局を維持することにより、郵便及び金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワーク水準の維持を図る。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>日本郵便株式会社 約 5,500 営業所（平成 25 年度） （過疎地における営業所数が維持できていると仮定した場合であり、現時点における対象営業所数。過疎地における営業所の設置が義務づけられている間においては、毎年同様。）</p>
		② 減収額	<p>住民税：1,036 百万円（平成 25 年度） 事業税：1,667 百万円（平成 25 年度） 地方法人特別税：358 百万円（平成 25 年度）</p> <p>（平成 23 年度における当該適用営業所に係る税額を集計（過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間、対象となる営業所数が維持できていると仮定した場合、営業所数が一定となるため、減収額は各年度同額））</p> <p>① 法人住民税 （法人税割）平成 23 年度課税標準×（過疎地従業者数／全従業者数）×標準税率＝減収見込額 （均等割）市町村従業者数(50 人超)－過疎地従業者数≤ 50 人 となる市町村について、 1 市町村あたり 259 万円（※ 259 万円＝300 万円－41 万円）</p> <p>② 法人事業税(所得割、付加価値割、資本割) 平成 23 年度課税標準の 2 分の 1×{(過疎地従業者数／全従業者数)+(過疎地事務所等数／全事務所等数)}×標準税率＝減収見込額</p> <p>③ 地方法人特別税 法人事業税の所得割について②により算出した過疎地分 ×148%＝減収見込額</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>日本郵便株式会社法第 6 条第 1 項等の規定により、地域住民の需要に適切に対応することができるようにするなどの基準により設置が義務付けられている営業所が設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>本措置により、日本郵便株式会社の過疎地における営業所が今後も設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>日本郵便株式会社の経営状況の改善に影響を及ぼす。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、当該措置によって日本郵便株式会社の営業所維持負担を軽減し、営業所を当該地域に安定的に設置されることは税収減があったとしても、地域に大きく貢献する。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、過疎地における住民の需要に適切に対応するため、当該地域での郵便局ネットワーク水準の維持を支援する措置であり、他の予算措置等は存在せず、当該措置で支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の予算措置等は存在せず、過疎地域での郵便局ネットワークの維持を支援するためには当該措置が適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、当該措置によって日本郵便株式会社の営業所維持負担を軽減し、営業所を当該地域に安定的に設置されることは、課税団体である地方自治体にとっても大きな意義を有するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—